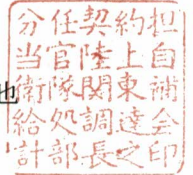


変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



公告番号第8号（令和8年5月15日）一般競争入札の公告内容について、下記のとおり変更する。

記

公告の内容変更

別紙第4の表1－売払及び解体品目名等の数量変更

品名	変更前	変更後
番号：1 品名：対戦車ヘリコプター （AH-1S）	数 量：2	数 量：6
番号：3 品名：多用途ヘリコプター （UH-1J）	数 量：6	数 量：7

公告の内容追加

別紙第4の付紙第10『受領書』、付紙第11『第4ロット品目内訳表』の追加

問い合わせ先 調達会計部契約課契約班 担当 丹治
電話029-842-1211 内線2236

売払及び解体要領指定書	請 求 番 号	航 売 第 8 - 1 号
	請 求 年 月 日	令 和 8 年 4 月 2 日
	作 成 部 隊	関 東 補 給 処 航 空 部
	作 成 年 月	令 和 8 年 4 月 8 日

1 適用範囲

この売払及び解体要領指定書は、陸上自衛隊関東補給処において保有する対戦車ヘリコプター（AH-1S）、輸送ヘリコプター（CH-47J）、多用途ヘリコプター（UH-1J/H）及びミサイル・ランチャー、ロケット・ランチャー等の航空器材の売払及びこれに伴う解体について規定する。

2 売払及び解体品名等

表 1 による。

表 1 - 売払及び解体品目名等

番号	品 名	数量 (機・個)	1 機 (1 個) 分の寸法 (m) 【概略値】			材質別重量区分
			全長	全幅	全高	
1	対戦車ヘリコプター (AH-1S)	6	13.60	3.28	3.10	付紙第 6
2	輸送ヘリコプター (CH-47J)	1	15.50	3.60	5.80	
3	多用途ヘリコプター (UH-1J)	7	12.87	2.84	2.34	
4	多用途ヘリコプター (UH-1H)	2	12.66	2.61	2.32	
9	航空部品等	1 式	—	—	—	

3 解体及び引渡場所

- (1) 霞ヶ浦駐屯地 航空部格納庫等内（茨城県土浦市右廻 2 4 1 0）
- (2) 解体場所への機体の移動は、官側で実施するものとする。

4 作業時間

平日の 0900～1700 を基準とし、あらかじめ監督官と日程調整を行うとともに、当日その時間を超える場合は、監督官と調整するものとする。

5 解体要領等

(1) 全般事項

官側が示す箇所を重機等の破壊器材等を用いて切断、破壊及び押し潰す等によって原形をとどめず、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

また機内・機外に装着された機能部品も、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

細部は入札説明会（以下「説明会」という。）にて示す。説明会に参加できない場合は別途調整により資料を配付することとする。

(2) 解体要領

解体要領及び解体例について付紙第1～第6に示す。細部は監督官の指示を受ける。

(3) 清掃

作業終了後、契約の相手方において解体及び引渡場所の清掃を行うものとする。清掃にあたっては、解体破片が残らないように実施するものとし、解体において附帯発生する廃棄物については、関連法令に基づいた適正な廃棄処分を行うものとする。ただし、官が必要とした場合に、産業廃棄物管理票（E票写し）を要求することができるものとする。

清掃終了後は、官側の点検を受けるものとする。

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に準じ実施する。

7 提出書類

表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	数量	提出先	提出時期	様式
1	作業工程表	1	監督官等	契約後速やかに	随意
2	作業員名簿	1			付紙第7とおり
3	作業記録表	1		日々作業終了後	付紙第8とおり
4	解体証明書	1		解体完了後速やかに	付紙第9とおり
5	受領書	2		引渡し時	付紙第10とおり

8 禁止事項

- (1) この売払いは解体を条件とした航空機（搭載部品含む）を売買する事が目的であり、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用可能な状態で他者に売払うことを禁ずる。また、知り得た装備品の性能にかかわる情報を他者に公開及び提供を禁ずる。
- (2) 駐屯地内において、許可された場所以外への無断立入及び撮影等を禁ずる。
- (3) 作業時の火気及び電熱器具の使用を禁ずる。

9 注意事項

(1) 作業の注意事項

ア 契約の相手方は、必ず監督官の立会いの下、作業を実施するものとする。また当日の作業終了にあたり作業記録表に必要事項を記載し監督官の確認を受ける。

イ 解体作業時の騒音、振動及び破片の飛散を抑えるよう注意を払う。

ウ 作業は、契約の相手方の責任において行うものとし、作業中の事故（人身および物損）および官側の物件などに損傷を与えた場合は、契約の相手方が責任を負うものとする。

エ 機体及び部品から抜き取りえなかった燃料及び油脂類への引火に十分注意すること。

(2) 資材

ア 解体及び搬出並びに清掃に必要な資材は、契約の相手方が準備するものとする。

イ 数日にわたる解体により、使用する資材を作業現場に残置する場合は監督官と調整するものとする。また、残置する資材は最小限とするとともに、格納庫内の緊急搬出の妨げにならないよう配慮すること。（駐車位置は、官の指示に従うものとする）

この際、いかなる資材への損傷及び盗難についても官側は責任を負わないものとする。

(3) 搬出

ア 搬出の際、機体及び部品から抜き取りえなかった燃料及び油脂類が搬出資材から漏洩することがないように漏洩防止の処置を確実にするものとする。

イ 雨天時の搬出については原則不可とし、やむを得ない場合は官側と調整するものとする。

(4) 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官の承認を得て官側の無償支援を受けることができるものとする。

ア 駐屯地施設の使用

イ 作業に必要な電力、水の無償使用

ウ その他契約履行に必要な事項

(5) 疑義

本契約の履行にあたり疑義が生じた場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

引渡者	物品管理官	官職氏名印		年 月 日	. .		受 領 書								
				証 書 番 号			受領者・契約者	所在地、会社名、代表者名印		契 約	年 月 日		担当官印		
				取 扱 者 印	転記						. .				
						番 号									
	引渡者	官職氏名印		年 月 日	. .						根拠	備 考			
				証 書 番 号											
				取 扱 者 印	転記		. .								
				引渡年月日		. .									
	資 料 種 別		相 手 方 番 号		処 理 年 月 日		物 品 区 分		証 書 年 月 日		証 書 番 号		記 録 区 分		
					. .				. .						
項 目 番 号	物 品 番 号 及 び 品 名						規 格		非 消 ・ 消 区 分		程 度	単 位	数 量	処 置 コ ー ド	摘 要
1	鉄 屑						級 外					kg	4,316		
2	アルミ屑						延べガラ					kg	9,158		
3	混合屑						銅・その他					kg	6,255		
4	未価値品						非金属					kg	2,797		
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	合 計											kg	22,526		

第4ロット品目内訳表

番 号	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	鉄屑	級外	kg	4,316	鉄28.5%、鋼71.5%
2	アルミ屑	延べガラ	kg	9,158	
3	混合屑	銅・その他	kg	6,255	銅15.9%、マグネシウム14.0%、ステンレス3.9%、チタニウム9.8%、鉛3.6%、その他52.8%
4	未価値品	非金属	kg	2,797	
	合 計		kg	22,526	